

① 件名
公立保育所への指定管理制度の導入について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>          少子化や人口減少が進行しつつある一方で、保育利用の希望者は増え、保育需要の量的拡大とサービスの多様化が求められている。          こうした社会情勢の変化を踏まえ、これまでの保育所の公立運営手法を見直し、民間活力を生かし、合理的・効率的に保育の提供を行っていくことが必要である。</p> <p><b>【目的】</b>          民間事業者の活力と手法を生かし、多様化する保育ニーズに効果的・効率的に対応し、あわせて、保育サービスの向上を図ることを目的とし、公設保育所に指定管理制度を導入する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b>          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          総合計画 第1章 ともに創る協働のまち              第4節 安定した行財政運営を構築する                  1 持続可能な行財政を推進する          第4章 安心して健やかに暮らせるまち              第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する                  1 子育てを支援する環境を整備する          子ども・子育て支援事業計画 第1章 教育・保育施設の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年度 指定管理制度導入に向けた検討及び他団体事例の研究
⑤ 主な内容
<p>公立保育所の一部について、指定管理制度を導入することとし、必要な条例改正と例規の整備を行う。指定管理制度を導入する公立保育所は、まずは、東日本大震災で被災し、災害復旧事業で再建する（仮称）門脇・大街道保育所（予定定員60名）とし、平成29年4月の開園と同時に指定管理制度による保育所の管理運営を目指す。</p> <p>なお、（仮称）門脇・大街道保育所での実施状況を踏まえ、今後の拡大可能性を検討する。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

利用者にとっては、指定管理制度導入施設は認可保育所の設備及び運営の基準を充足するものであり、一般の認可保育所同様に、必要な保育サービスを楽しむことができるものである。

民間事業者（指定管理者）にとっては、建設に要する費用と時間、手間を掛けることなく事業を開始することができる利点がある。

行政にとっては、市が設置する全保育所を現在と同様に運営していくことは、将来的に人的・財政的に困難となることから、民間活力を生かして保育サービスの提供を継続して行うことができる。

なお、（仮称）門脇・大街道保育所と同規模の保育所を、公立で運営した場合の運営費と民間で運営した場合の委託費は、概ね次のとおりである。（建設費、減価償却費は考慮していない。）

	年間の運営費・委託料	備考
① 公立保育所	78,000千円	・人件費は規模が類似する公立保育所の実績を基準に算定、人件費以外の経費は平成28年度予算査定額を基準に算定
② 認可保育所（私立）	69,473千円	・公定価格単価を用い、処遇改善加算率10%、定員に対する利用率100%、標準時間利用率70%で試算
③ ②-①	▲8,527千円	

※条件の設定の仕方で、上記金額は上下する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内では、多賀城市が、一部の公立保育所（桜木保育所）に指定管理者制度を平成27年度から導入している。

また、他県においては、指定管理制度による「公設民営」方式のほか、保育所を民間事業者に移管する「民設民営」方式を行っている例もみられる。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年	6月	市議会第2回定例会「石巻市保育所条例の一部を改正する条例」提案
	7月～8月	指定管理者の公募手続
	8月～9月	（仮）指定管理者選定委員会による候補者選定
	12月	市議会第4回定例会「指定管理者の指定について」提案
平成29年	1月	指定管理者指定通知
	3月	基本協定締結
	4月	指定管理者による公設保育所の管理運営開始

⑨ その他

指定管理制度導入に係る条例改正とあわせ、関係例規の整備を行う。